



系統接続に係る事前相談業務の回答誤りにおける報告徴収の受領について

2025年2月14日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、配電系統への発電設備の接続を検討されている発電事業者さま（以下、「事業者さま」）からの事前相談業務^{*}において、発電事業者さまへ回答した内容に一部誤りがあることを確認したことから、経済産業省へ報告し、本日、同省より報告徴収を受けましたので、お知らせいたします。

本事案は、2024年12月、太陽光発電事業者さまから、「系統接続に係る事前相談」の回答内容に関する問い合わせを受け、発覚したものです。

なお、当社は回答した内容に一部誤りがあることを確認したあと、速やかに回答プロセスを見直しており、現在は正しい回答をしていることを確認しております。[\(2025年2月13日お知らせ済み\)](#)

当社は、本事案を重く受け止め、原因の追求および再発防止策の検討・策定を進めるとともに、このたび受領した報告徴収に適切に対応してまいります。

<報告徴収の概要>

電気事業法第106条第3項の規定に基づき、本事案の発覚に至るまでの経過および発覚後の調査等により判明した過去からの経緯、連系等を希望する事業者等への影響及び対応状況、再発防止策及び法令等の遵守状況等について報告すること。

※事前相談

事業者さまが、設置される発電設備を電力系統に接続するにあたり、接続検討申込み前に任意で希望される場合には、発電設備設置場所付近の熱容量に起因する連系制限の有無や想定する連系点までの直線距離（特別高圧の場合）、連系点から連系予定配電用変電所までの線路互長（高圧の場合）等について、当該時点の簡易な検討結果を回答するもの。実際の接続可否の判断については、その後に「接続検討申込み」をいただいた上で、詳細な検討を行い、接続検討結果の回答をすることとしている。

以上